

会 員 事 業 主 殿

主 催 大阪西労働基準協会

衛生推進者養成講習会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（労働者数は、企業単位ではなく工場、支店、営業所等の事業場単位です。）であって非工業的業種の事業場（記3参照）においては、「衛生推進者」を選任し、事業場における労働衛生管理に係る業務を担当させなければならないとされてます。

当協会は、大阪労働局長から標題の講習会の教育機関として指定を受けており、この度、その講習会を下記のとおり開催しますので、関係者が受講のうえ衛生推進者の資格を取得されますようご案内いたします。（詳細については添付資料をご覧ください。）

謹 白

記

日 時 平成20年10月28日（火）午前10時00分～16時00分
場 所 大正産業会館 大阪市大正区泉尾1-27-16 TEL6552-6661
JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩約10分
（駐車場は、ありません）

講習内容 1 衛生推進者の職務
2 作業環境と作業の管理
3 健康診断と健康保持増進措置
4 労働衛生教育
5 労働衛生関係法令

受講料 1名 5,445円（テキスト代を含みます）

定 員 100名

申込締切日 平成20年10月21日（火）（定員になり次第、申込受付を締切ります。）

申込方法 下記の申込書に所要事項を記入のうえ、受講料を添えて西工業会にお申込みください。なお、申込みされたら「台帳」と「受講票」を渡しますので、「台帳」は記入・押印のうえ至急提出してください。「受講票」は講習当日会場の受付で示してください。

修了書 全科目を修了された方には、衛生推進者養成講習修了証を交付いたします。

衛生推進者を選任しましょう

当協会では、平成20年度から新たに衛生推進者養成講習会を開催いたします

我が国の業務上疾病の発生状況は、長期的には減少傾向にあるものの、年間8,000人を超えており、腰痛等は後を絶たない状況にあります。近年は、「事務所における労働衛生管理」、「熱中症の予防」、「VDT作業における労働衛生管理」、「職場における喫煙対策と快適職場づくり」等の課題に加えて「健康診断結果に対する事後措置」、「メンタルヘルス」、「過重労働による健康障害の防止」等への対応なども求められています。

この機会に、衛生管理担当者にこの講習を受講させたい衛生推進者を選任し事業場の労働衛生水準の一層の向上を図って下さい。

1 講習内容

- (1) 衛生推進者の職務（衛生推進者の意義とその職務、労働衛生管理の進め方など）
- (2) 作業環境と作業の管理（事務所における労働衛生管理、衛生点検の実施、作業環境測定、作業環境改善、作業方法の改善と労働衛生保護具、腰痛の予防、熱中症の予防、VDT作業における労働衛生管理など）
- (3) 健康診断と健康保持増進措置（健康診断、健康保持増進措置、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルスケア、職場における喫煙対策と快適職場づくり、救急処置、労働生理など）
- (4) 労働衛生教育（教育計画のたて方、教育の方法など）
- (5) 労働衛生関係法令（報告と届出、測定、健康診断、派遣労働者の安全衛生の確保など）

2 講師

元東大阪労働基準監督署長

前大阪安全衛生教育センター 講師

トータルコンサル&カウンセル 代表 谷口 恒夫 様

大阪労働局 労働災害防止指導員 戸梶 純司 様

3 衛生推進者の選任を要する事業場（次の（1）の規模で（2）の業種の事業場）

- (1) 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（50人以上の事業場は、衛生管理者、産業医の選任を要します。）
- (2) 次の業種（主として非工業的業種）の事業場
 - 企業の本社、支店、営業所等の事務所
 - 銀行、信用金庫、保険会社等金融、保険等の事業
 - 病院、医院等保険衛生の事業
 - 理容、美容の事業
 - 飲食店、接客業、娯楽場等の事業
 - 学校等教育、研究の事業
 - 人材派遣等の事業
 - コンピューターソフト開発等の事業
 - その他（詳細は、資料1を参照ください。）

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種 規模 (人)	業種	業種	その他の業種
	(注1) 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業	製造業(物の加工業を含む。) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	(令2条3号の業種)
	(令2条1号の業種)	(令2条2号の業種)	(令2条3号の業種)
1000 ~			
300 ~ 999			
100 ~ 299			
50 ~ 99			
(注2) 10 ~ 49			
1 ~ 9			

(注1) 下線の業種及びその他の業種のうち農蓄水産業、医療業については第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することはできない(安衛則7条3号)。

(注2) 50人未滿を規模の事業場においては、事業者は必要な知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めなければならない(安衛法13条の2)。

(注3) 工事の種類により、規模20人以上30人未滿または20人以上50人未滿の現場を有する店社(安衛法15条の3)。

(資料1)

